

## 議案第97号

富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和元年11月26日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

水道法の一部改正等に伴い、富士見市水道事業給水条例の一部を改正したいので、  
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給水装置を」を「給水装置の」に改める。

第5条の2中「前条第1項」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第13条第2項中「前項の」を「前項の規定により」に改める。

第22条第2項中「申出がなくても」を「申出がない場合においても」に改める。

第23条第1項中「給水装置の機能」を「給水装置」に、「検査を」を「検査を」に改める。

第26条第1項中「計量日」を「その日」に改める。

第34条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第36条第1号中「給水装置所有者」を「給水装置の所有者」に改める。

別表第2中「基本水量」を「使用水量」に改める。

別表第3を次のように改める。

### 別表第3（第31条関係）

項目	メーター口径		
	20 ミリメートルまで	50 ミリメートルまで	50 ミリメートルを超えるもの
設計審査手数料（1件につき）	2,000 円	3,000 円	4,000 円
工事検査手数料（1回につき）	3,000 円	7,000 円	10,000 円
閉栓手数料（1件につき）	2,000 円	3,000 円	4,000 円
臨時使用申込手数料（1件につき）	2,000 円	3,000 円	4,000 円
給水装置工事事業者指定手数料（指定の更新を含む。）（1件につき）	10,000 円		
給水装置工事事業者証の再交付手数料（1件につき）	5,000 円		
給水装置工事（非指定給水装置工事事業者施行）確認検査手数料（1件につき）	24,000 円		
メーター試験（1件につき）	1,000 円		
消火演習立会い（1回につき）	2,000 円		
各種証明（1件につき）	200 円		

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。